

宍粟市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月11日

宍粟市議会議長 浅田雅昭

宍粟市議会規則第 号

### 宍粟市議会傍聴規則の一部を改正する規則

宍粟市議会傍聴規則（平成17年宍粟市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
(傍聴の手続) 第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で <u>自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。</u>	(傍聴の手続) 第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で <u>自己の氏名等を傍聴人受付票に記入しなければならない。</u>
(傍聴券) 第4条 [略] [2 略]	(傍聴券) 第4条 [略] [2 略]
3 <u>傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。</u>	[削除]
4 [略]	3 [略]
5 <u>傍聴人が入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。</u>	[削除]
6 <u>傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。</u>	[削除]
7 <u>傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。</u>	[削除]
	(傍聴券への記入)

改 正 前	改 正 後
[追加]	<u>第5条 一般傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に氏名等を記入しなければならない。</u> <u>(傍聴人の入場)</u>
[追加]	<u>第6条 傍聴券の交付を受けた者が入場しようとするときは、傍聴人口で傍聴券を係員に提示しなければならない。</u> <u>(傍聴券の提示)</u>
[追加]	<u>第7条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。</u> <u>(傍聴券の返還)</u>
[追加]  (傍聴人の定員) <u>第5条 傍聴人の定員は、議長が定める。</u> <u>2 傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券を所持する者でも入場させないことがある。ただし、議長が許可した場合は、この限りでない。</u>  (議場への入場禁止) <u>第6条 [略]</u> (傍聴席に入ることのできない者) <u>第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</u> (1) <u>凶器その他危険なものを携帯している者</u> (2) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者</u>  (3) <u>鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、</u>	<u>第8条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。</u> <u>(傍聴人の定員)</u> <u>第9条 一般席の傍聴人の定員は、40人とする。</u> <u>2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難い場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。</u>  (議場への入場禁止) <u>第10条 [略]</u> (傍聴席に入ることのできない者) <u>第11条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</u> (1) <u>銃器その他危険な物を持っている者</u> (2) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u> <u>[削除]</u>

改 正 前	改 正 後
<p><u>又は携帯している者</u></p> <p>(4) <u>ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者。ただし、第9条の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。</u></p> <p>(5) <u>笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</u></p> <p>(6) <u>下駄、木製サンダルの類を履いている者</u></p> <p>(7) <u>[略]</u></p> <p>(8) <u>異様な服装をしている者</u></p> <p>(9) <u>前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者</u></p> <p>2 議長は、必要と認めたときは、<u>傍聴人</u>に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する<u>物品</u>を携帯しているか否かを質問させることができる。</p> <p>[3 略]</p> <p>4 <u>監督の付添わない12歳未満の者は、傍聴席に入ることができない。</u> (傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、<u>静粛を旨</u>とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>[追加]</p> <p>(1) <u>議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</u></p> <p>(2) <u>談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</u></p> <p>(3) <u>鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。</u></p>	<p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>(3) <u>[略]</u></p> <p>[削除]</p> <p>(4) <u>その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u></p> <p>2 議長は、必要と認めるときは、<u>会議を傍聴しようとする者</u>に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する<u>物</u>を携帯しているか否かを質問させることができる。</p> <p>[3 略]</p> <p>[削除] (傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第12条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、<u>次の事項</u>を守らなければならない。</p> <p>(1) <u>静粛にすること。</u></p> <p>(2) <u>議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</u></p> <p>(3) <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。</u></p> <p>[削除]</p>

改 正 前	改 正 後
(4) <u>帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。</u>	[削除]
(5) [略]	(4) [略]
(6) <u>みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。</u>	[削除]
(7) <u>パソコンコンピュータ、携帯電話及びポケットベルは、電源を切り、使用しないこと。</u>	[削除]
(8) <u>前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</u>	(5) <u>その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u>
(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)	(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)
<u>第9条</u> 傍聴人は、傍聴席において <u>写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない</u> 。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。 (傍聴人の退場)	<u>第13条</u> 傍聴人は、傍聴席において <u>写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない</u> 。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。 (傍聴人の退場)
<u>第10条</u> 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、 <u>速やかに退場しなければならない</u> 。 (係員の指示)	<u>第14条</u> 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、 <u>直ちに退場しなければならない</u> 。 (係員の指示)
<u>第11条</u> 傍聴人は、 <u>すべて</u> 係員の指示に従わなければならぬ。 (違反に対する措置)	<u>第15条</u> 傍聴人は、 <u>全て</u> 係員の指示に従わなければならぬ。 (違反に対する措置)
<u>第12条</u> [略]	<u>第16条</u> [略]
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[ ] の記載は注記である。	

#### 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。